

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二のイの表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改め、同表のへの表中「12,800円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。